

平成17年度憲法問題に関する報告書について

「平成17年度憲法問題に関する報告書」がまとまった。

憲法の改正に当たっては、「真の国民主権を実現し、基本的人権がよりよく保障される社会を構築するための規定を備えること」が重要である。

このためには、「基本的人権の尊重」「国民主権」と並んで「これらの原理を実質的に保障するための『地方自治の保障・地方分権の確立』を基本原理に加えることが不可欠」である。

今後は、この報告書を基に、各政党との意見交換や、他の地方六団体と連携し、地方自治の充実が憲法改正の大きな柱であることについて、国民的な気運を盛り上げていく。

平成18年3月29日

全国知事会憲法問題特別委員会委員長

福井県知事 西川 一誠